

## 検査対象者の考え方について

### 【位置づけ】

この考え方は、施設において新型コロナウイルス感染が確認された際に、当該感染者と接触があった園児、職員を確認し、PCR 検査キットの検査対象者を特定するために参考としていただくことを想定しております。

※所管の保健所が濃厚接触者を特定する際の考え方と異なる場合があります。

※この考え方は、令和 3 年 6 月 4 日付事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（別添）事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例を基に作成しており、都保健衛生関連部署に確認したものとなっております。

## ■検査対象者の主な確認手順

### 1 感染者の「最終登園日（出勤日）」と「発症日」を確認する。

＜発症日を確認する際の注意点＞

- ・感染者が無症状の場合は、検査日（陽性確定に係る検体採取日）が発症日となる
- ・感染者が有症状の場合は、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が、最初に現れた日が発症日となる

### 2 「最終登園日（出勤日）」が「発症日」の 2 日前よりも以前か確認する。

発症日を 0 として 2 日前から感染可能期間となるため、「最終登園日（出勤日）」が「発症日」の 3 日前の場合は、検査対象者はなしとなる（手順 3 以降の確認は不要）

例：9 月 10 日が発症日の場合、9 月 8 日から感染可能期間となる。最終登園日が 9 月 7 日以前であれば、検査対象者はなし。

### 3 発症日の 2 日前から最終登園日（最終勤務日）までの感染者の行動確認を行う。

＜感染者が職員の場合＞

担当するクラスや当番で担当したクラス、休憩時間に一緒に食事等をした他の職員の有無などを確認

＜感染者が園児の場合＞

所属するクラス、合同保育・異年齢保育の実施の有無、登園時間、延長保育の利用の有無などを確認

### 4 検査対象者となる園児、職員を特定する。

「マスクの有無」「接触時間」「接触の場所」「接触内容」などによって、感染リスクを総合的に判断する必要があるが、主な該当例は次のとおり。

＜職員が陽性の場合＞

- (感染者がマスクを外した状態で従事していた場合)
    - 感染者と同じクラスを担当している職員や同じクラスに終日応援に入った職員、感染者が担当しているクラスの園児、感染者が早出保育や延長保育を担当していた場合に同じ部屋にいた園児
  - (感染者がマスクをつけて従事していた場合)
    - 感染者が長時間だっこしていた乳幼児
  - 休憩室等でマスクを外した状態で感染者と 15 分以上会話した職員
  - アクリル板などの感染対策なしに、感染者と会話をしながら一緒に食事をした職員、園児
- など

＜園児が陽性の場合＞

- (職員がマスクをつけた状態で従事していた場合)
    - 感染者を長時間だっこしていた職員
  - 感染者と同じクラスの園児、合同保育時間や異年齢保育時間に感染者と同じ部屋にいた園児など
  - 早出保育や延長保育で同室であった園児など
  - 誕生日会等の行事で、感染者と同じ部屋にいた園児など
  - 通園バスで窓を開けない状態で感染者と同乗した園児など
- など

※マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻だしマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても考慮が必要。

※保育所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤又は登園を含む外出を制限する必要はない。